大阪弁護士会 会 長 松 葉 知 幸

勧告書

申立人A氏(以下「申立人」という。)より、本会に対し、人権侵害の事実があったとして、適切な救済措置を求める旨の申立てがありました。

本会人権擁護委員会において慎重に審査した結果、人権侵害の事実があると認めましたので、以下のとおり勧告いたします。

第1 勧告の趣旨

未決拘禁者が弁護人宛てに発する信書は、外形的に当該信書が弁護人との間のものであるか否か及びその中に信書以外の物が含まれているか否かを確認することができる範囲で検査を行うにとどめ、信書の内容を閲読するなどその内容にわたる検査をしないよう勧告する。

第2 勧告の理由

1 認定した事実

申立人は、平成23年3月に起訴され、大阪刑務所において勾留中であった。なお、刑事訴訟法第81条に基づく接見禁止は、なされていなかった。申立人は、同年10月1日、裁判準備のため、弁護人宛てに特別発信の許可を申請し、表に弁護人の宛名を記載した封筒に便箋数枚を入れ、未封の状態で大阪刑務所の職員に提出した。封筒内の便箋には、弁護人宛の通信文と被告事件とは無関係の第三者の弁護士宛ての通信文が含まれていた。

大阪刑務所の職員は、申立人から提出された当該便箋を閲読し、第三者の弁護士宛ての通信文を申立人に返戻し、弁護人宛ての通信文のみを封筒に入れて封緘し、弁護人宛に発信した。

大阪刑務所では、未決拘禁者から弁護人に対して発する信書についても、 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第135条第1項を根拠 として、一律にその内容を閲読し、同法第136条に該当するか否かの検 査を行っている。

2 本会の判断

弁護人と未決拘禁者との間における信書の発受は、未決拘禁者が弁護人と意思疎通を図って情報の提供や助言を受けるために認められた憲法第34条に由来する接見交通権の目的を達するうえで、極めて重要な手段である。従って、刑事施設の長が、未決拘禁者が弁護人に対し発する信書について、一般人に発する信書と区別することなく、一律にその内容を閲読し、検査することは、憲法第34条及び刑事訴訟法第39条第1項に反し、違憲・違法であると考えられる。

未決拘禁者から弁護人宛ての信書については、未決拘禁者が弁護人から受け取る信書や受刑者が刑事施設における自己の処遇に対し職務を行う弁護士との間で発受する信書に関する刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第135条第2項のような規定はないものの、同法第135条を形式的に解釈し、信書の内容を閲読する検査を実施することは許されない。未決拘禁者が弁護人に対して発信する信書についても、外形的に当該信書が弁護人宛てのものであるか否か、その中に信書以外の物が含まれていないかを確認することができるにとどまるものと考えるべきである。

大阪刑務所は、申立人から弁護人宛てとして提出された便箋を閲読し、 内容にわたる検査を行っている。さらに、大阪刑務所は、未決拘禁者が弁 護人に対して発する信書について、例外なくその内容の検査を行っている とのことであるから、申立人のみならず大阪刑務所に収容されている他の 未決拘禁者に対しても、弁護人との秘密交通権の侵害という人権侵害行為 を継続的に行っている事実が認められるところ、かかる実務運用は早急に 改められなければならない。

第3 結論

したがって、本会は、申立人に対する人権侵害行為があるものと認め、上 記勧告の趣旨記載のとおり勧告する。

以上